

# 長野市行政改革大綱実施計画（案）

平成23年度～平成27年度



平成23年 月  
長 野 市



# 長野市行政改革大綱実施計画の概要

## 【策定の目的】

長野市行政改革大綱実施計画(以下「実施計画」といいます。)は、長野市行政改革大綱に基づいて取り組む様々な行政改革の進め方や目標、実施年度などを具体的に定め、なおかつその進行管理を適切に行うために策定するものです。

## 【実施計画の基本的な考え方】

この計画は、長野市行政改革大綱「第7 重点的に取り組むべき事項」及び「第8 具体的な取り組み」に基づいて進める個々の改革について『改革項目』を作成し、それを集約する形で構成しています。

また、この実施計画ではそれぞれの『改革項目』について、【計画】と【実績】を同時に記載することにより、簡潔で分かりやすい計画となるよう配慮しました。

なお、この実施計画は、社会経済情勢、市民ニーズの変化及び財政状況の変化等に対応するために、計画期間は5年の固定とし、年度ごとに計画期間の起点をスライドさせて、計画の実効性と弾力性を確保していきます。

## 【実施計画の進行管理と情報公開】

### 進行管理について

実施計画の進行管理は毎年度末に行うこととし、各改革項目の進行状況を確認するとともに、次年度から取り組む新規項目を追加します。

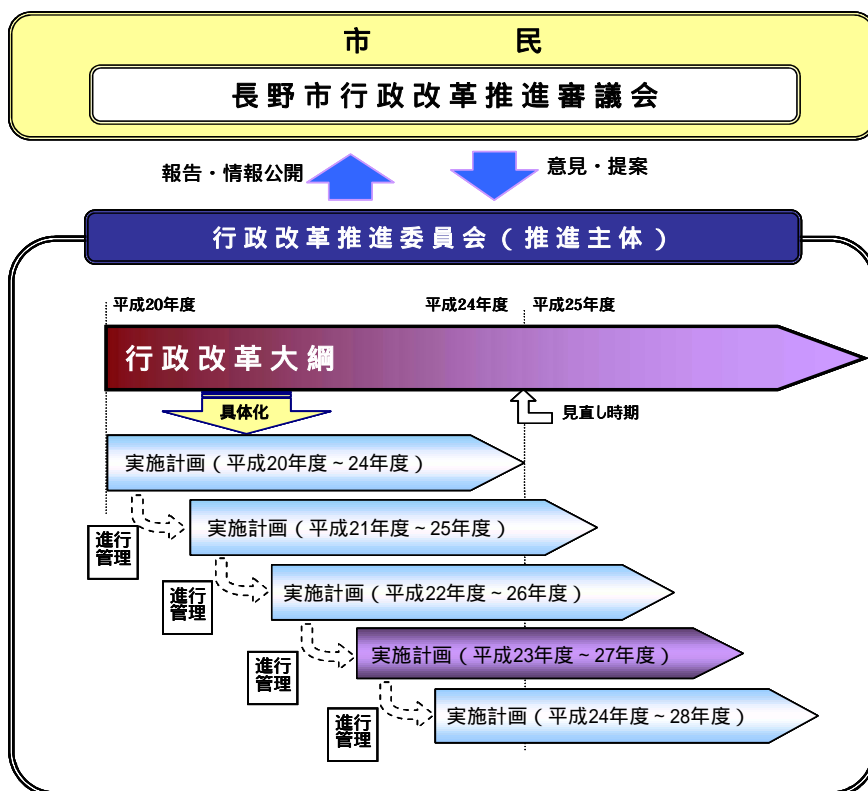
### 進行状況の公開について

各項目の取り組み状況及び新規項目については、市民で構成される長野市行政改革推進審議会に報告し、審議いただきます。また市ホームページに掲載するなど、市民の皆さんにお知らせしていきます。

### 実施計画の改定について

長野市行政改革推進審議会からの意見等をふまえ、引き続き取り組む項目と新規項目による新たな実施計画(5ヵ年)を各年度当初に策定します。

< 図：実施計画の考え方と進行管理について >



# 長野市行政改革大綱(概要)

## 総合計画のめざす都市像

「善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」の実現のために

### 行政改革大綱の目的

行政改革大綱は、第四次長野市総合計画の「行政経営の方針」のうち、「行政改革の推進と効率的な行財政運営」、及び「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」に関して、今後改革を進めるための基本方針、重点的に取り組むべき事項などを具体的に定めることを目的とします。

### 行政改革の基本方針

#### 1 行政サービス提供の市の責任

市は、行政が真に提供しなければならないサービスを確実に実施し、市民が安心して暮らせる社会をつくる責任を果たします。

#### 2 民間活力活用の継続

民間企業や地域住民、NPOなどの民間活力を一層活用していきます。

#### 3 市民負担の公平性の確保

市税や国民健康保険料などの自主的納付を促し、受益者負担の適正化を進めて、市民負担の公平性を確保します。

#### 4 持続可能な行財政運営の推進

限られた収入の中で、施策や事業の優先度を常に意識し、将来の市民にも安定したサービスの継続が可能となる行財政運営を推進します。

### 行政改革の期間

平成20年度～平成24年度(5年間)

### 重点的に取り組むべき事項

#### 1 職員数の削減

最少の人員で最大の行政サービスが提供できるよう、定員適正化目標を掲げて職員数の削減に取り組めます。削減に当たっては、市役所の内部事務を見直し、全庁的に共通する事務や定型的事務の集中化に取り組むとともに、民間委託をさらに推進します。

#### 2 市民と市の役割分担の適正化

市の行政サービスについて、行政の責任の度合いと民間での実施の可否によって類型化した上で、廃止・縮減、民営化などの改革を進めます。

#### 3 使用料など受益者負担の見直し

減価償却費を含めてサービスの提供に要するコストを明らかにした上で、類型化の結果によって受益者負担割合の基準を作成し、市民の理解を得ながら使用料、手数料等の見直しを進めます。

### 具体的な取り組み

#### 1 行政改革の推進と効率的な行財政運営

「選択と集中」を基本とした行政サービスの継続的な見直しを図るとともに、市民と行政の適切な役割分担により、最少の経費で最大の効果をあげられる行財政運営を目指します。

- 1-1 効率的な行政の推進
- 1-2 民間活力の活用
- 1-3 健全な財政運営の実現

#### 2 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

市民の目線に立った行政サービスを提供し、市民の更なる満足が得られる質の高い行政経営を目指します。

- 2-1 利用しやすい行政サービスの提供
- 2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用
- 2-3 成果を重視した行政運営

# 改革の取り組み状況(改革項目数の推移)

<改革項目数の推移>

区分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
新規項目	-	15	14	35	8	23	16	16	9
年度当初の 取り組み項目	117	78+15 93	64+14 78	49+35 84	61+8 69	43 +23 66	53+16 69	58+16 74	58+9 67
(うち年度内完了 予定(実施・稼働))	(31)	(25)	(31)	(19)	(27)	(12)	(21)	(19)	(14)
年度末で除外した 項目	1		6	5	3	1	1	3	
完了(実施・稼働)	38	29	23	18	25	12	10	13	
翌年度に継続する 項目	78	64	49	61	41	53	58	58	
(参考)取り組み 項目数の累計	117-1 116	116+15 131	131+14-6 139	139+35-5 169	169+8-3 174	174+23+2-1 198	198+16-1 213	213+16-3 226	226+9 235

平成19年度から20年度に継続する41項目のうち、内容を3分割したものが1項目あります。

各年度とも、前年度からの「翌年度に継続する改革項目」に「新規項目」を加えた「年度当初の取り組み項目」に掲げる数の項目に取り組みます。

「年度当初の取り組み項目」のうち、当該年度中に完了(実施・稼働)に到達させる項目数(目標)を、下段に( )数字で示しています。また実際に「実施・稼働」となった項目数を、「完了(実施・稼働)」欄に記載します。

社会情勢の変化や政策・施策・事業の転換によって適切でなくなった項目については、年度末に本計画から除外し、その数を「年度末で除外した項目」欄に記載します。

本計画には、常に先5ヵ年を見据えて毎年度項目を追加します。

第四次長野市総合計画には、本計画による改革項目の取り組み数について、平成15年度からの累計で、「平成23年度に250項目」とする数値目標を掲げています。(表の最下段「取り組み項目数の累計」欄を参照)

# 各改革項目の取り組み

【記入要領】

改革項目	改革項目の名称 (何をどうするのか)	この改革項目に着手した(最初の実施計画書に掲載した)年度。						担当部署	部 課
大綱上の位置付け	行政改革大綱の「具体的な取り組み」の該当項目を記載します。	重点項目等						着手年度	
目的・理由	この改革項目になぜ取り組まなくてはならないか、得られる効果は何か、現状や原因を踏まえて記載します。	この項目が長野市行政改革大綱の「第7 重点的に取り組むべき事項」に関連する改革項目である場合、次のとおり ~ を記載します。 : 「1 職員数の削減」に関連する改革項目 : 「2 市民と市の役割分担の適正化」に関連する項目 : 「3 使用料など受益者負担の見直し」に関連する項目 また、財政構造改革プログラム(平成18年2月策定)に由来する項目については、[財]と記載します。							
進め方	改革の目標に向けてどのように進めていくのか具体的に記載します。								
目標	この改革項目が目指す具体的な到達目標について、できるだけ数値を用い、いつまでにどうするのか、分かりやすく記載します。								
年度計画		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	当初	当初計画と対比できる形で記載します。							
	H22年度	なお、 <input type="checkbox"/> が欄の左端にある場合は、「年度当初に計画決定/実施・稼働」となることを表し、右端にある場合は「年度末に計画決定/実施・稼働」となることを表しています。							
	H23年度								
縦軸の「当初、H22年度、H23年度」は、その時点における計画を示す。なお、「当初」は改革項目作成当初。 凡例 : <input type="checkbox"/> 計画・予定 <input type="checkbox"/> 方針決定 <input type="checkbox"/> 改革目標の完了(実施・稼働) <input type="checkbox"/> 計画未定 ---▶									
H22年度までの実績及び今後の予定	この改革項目の前年度までの取り組み実績について年度ごとに記載します。改革が「実施・稼働」となるまで、毎年度末の進行管理の際に内容を追加していきます。								
変更内容及び理由	計画に変更が生じた場合は、変更の内容と理由をその都度記載します。								

# 長野市行政改革大綱実施計画（案）

平成23年度～平成27年度

## 説明用資料

### 長野市行政改革大綱実施計画の概要

#### 【策定の目的】

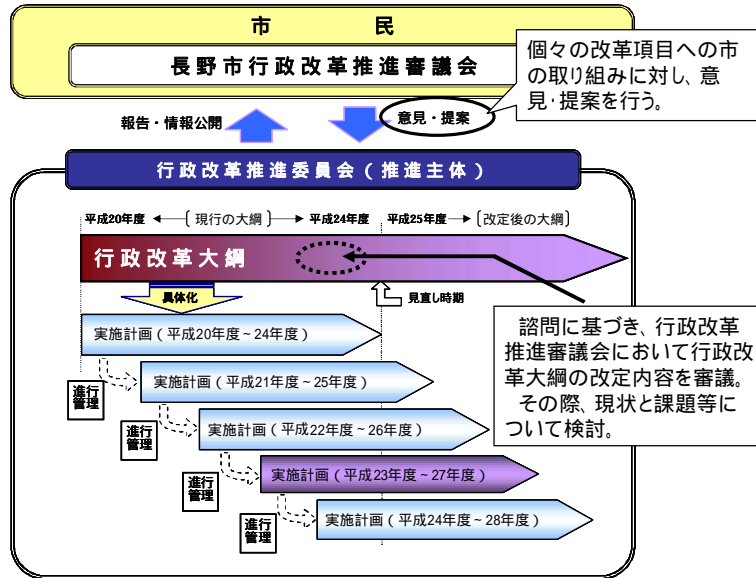
長野市行政改革大綱(平成20～24年度)に基づいて取り組む様々な行政改革の進め方や目標、実施年度などを具体的に定め、なおかつその進行管理を適切に行うために策定する

#### 【実施計画の進行管理】

- 実施計画の進行管理は毎年度末に行うこととし、各改革項目の進行状況を確認するとともに、次年度から取り組む新規項目を追加する
- 長野市行政改革推進審議会からの意見等をふまえ、引き続き取り組む項目と新規項目とからなる、新たな実施計画(5ヵ年先まで)を毎年、年度当初に策定する...5年間固定の計画ではなく毎年策定(見直し)する

平成25年度からは新しい行政改革大綱に基づいて実施計画を策定することとなる。  
なお、新しい行政改革大綱については、平成23年度に行政改革推進審議会に諮問を行い、1年程度の審議期間を掛けて答申をいただき策定する予定。

## 実施計画の考え方と進行管理について



## 改革項目数の推移

区分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
新規項目	-	15	14	35	8	23	16	16	9
年度当初の 取り組み項目	117	78+15 93	64+14 78	49+35 84	61+8 69	43 +23 66	53+16 69	58+16 74	58+9 67
[うち年度内完了 予定(実施・稼働)]	(31)	(25)	(31)	(19)	(27)	(12)	(21)	(19)	(14)
年度末で除外した 項目	1		6	5	3	1	1	3	
完了(実施・稼働)	38	29	23	18	25	12	10	13	
翌年度に継続する 項目	78	64	49	61	41	53	58	58	

平成19年度から20年度に継続する41項目のうち、内容を3分割したものが1項目あります。



## 平成23年度 改革67項目内訳

平成23年度 新規		9項目
前年度からの継続 (58項目)	目標年度等の変更あり	33項目
	変更なし	25項目

分類		項目数	分類		項目数
歳入関係	未収対策	1	歳出関係	経費削減	7
	利用者負担見直し	16		業務の効率化	2
	その他歳入確保	2		指定管理導入	4
業務見直し・ 人事関係				民間活力活用	2
	業務の見直し	6		事業の廃止	5
	人事関係	3		公共施設見直し	19
			合 計	67	

## 行政改革の推進体制と 行政改革推進審議会との連携 (大綱第9)

### 市の推進体制及び実施計画の策定

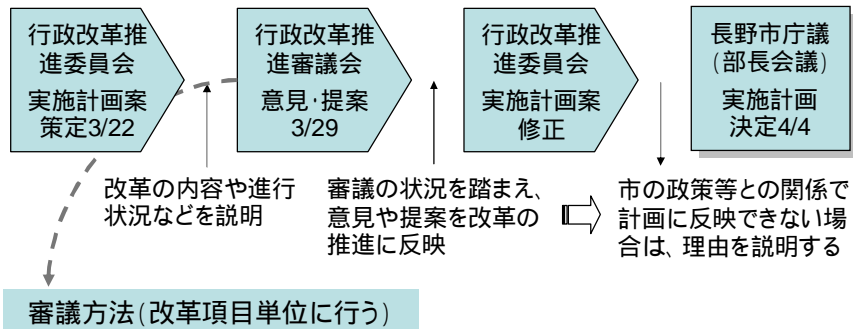
- 庁内に組織する長野市行政改革推進委員会<sup>1</sup>が主体となり、実施計画の策定及び進行管理を行うことによって進める。
- 実施計画は、常に5ヵ年の取り組みについて掲載し、できる限り数値目標を採用し、市民に分かりやすい計画とする。
- 行政評価に基づく見直し事項を掲載し、実効性を高める。

1 副市長を委員長とし、総務部長、企画政策部長、財政部長、各部局の主幹課長で構成。

### 長野市行政改革推進審議会との連携

長野市行政改革推進審議会に、改革の内容や進行状況などを説明し、意見や提案を改革の推進に反映する。

## 計画決定までの過程と改革項目の審議方法



【市】 どうしてこの改革項目に取り組むのか、どのように取り組むのか、取り組んでほしいのか説明

【審議会】 市の進め方、今までの実績、今後の予定などについて、行政改革の基本方針に沿って意見・提案

## 行政改革の基本方針

(大綱第5)

### 1. 行政サービス提供の市の責任

行政が真に提供しなければならないサービスを確実に実施し、市民が安心して暮らせる社会をつくる責任を果たす。

### 2. 民間活力活用の継続

民間企業や地域住民、NPOなどの民間活力を一層活用していく。

### 3. 市民負担の公平性の確保

市税や国民健康保険料などの自主的納付を促し、受益者負担の適正化を進めて、市民負担の公平性を確保する。

### 4. 持続可能な行財政運営の推進

限られた収入の中で、施策や事業の優先度を常に意識し、将来の市民にも安定したサービスの継続が可能となる行財政運営を推進する。